



平成24年3月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 室 伏 伸 哉
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問 合 せ 先 社 長 室 長 須 田 昌 樹
(T E L . 0 4 3 - 2 1 2 - 2 2 3 2)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成24年3月12日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入を平成24年4月18日に開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入を提案する理由

当社は、取締役の報酬体系に関し、当社株式価値との連動性をより明確にすることによって、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高め、株主重視の経営意識を高めることを目的とした、株式報酬型ストックオプション制度を導入することにいたしました。

2. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社取締役（社外取締役を除く。）
- (2) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式2,500株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。
なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が、株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
 - ② 新株予約権の総数
2,500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割当てする新株予約権の総数の上限とする。
- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラックショールズモデルにより算定した公正価値を基準として、当社取締役会において決定する。なお、新株予約権の割当てに際しては、金銭による払込みに代えて、当社に対する取締役の報酬債権をもって相殺する方法とする予定である。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の期間で当社取締役会の定める期間とする。
- (6) 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、(5)に定める期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（ただし、10日目が当社又は日本の銀行の営業日でない場合には、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の割当日翌日から、新株予約権者が新株予約権を行使する日までの間に、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（当社普通株式の上場市場が変更された場合は、変更後の市場）における当社普通株式の普通取引終値（新株予約権の割当日以降に当社普通株式分割又は株式併合が行われた場合は、調整後の価格）が、新株予約権の割当日における当社普通株式の同市場における普通取引終値の130%に相当する額を一度でも上回っている場合に限り新株予約権を行使することができる。
 - ③ その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において決定するものとする。
- (9) 組織再編行為時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づいて交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
上記(5)に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- ⑥ その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて、再編対象会社の取締役会において決定するものとする。

以 上